【彩りの都 デイサービスセンター 城東永田】 指定通所介護、指定介護予防型通所サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人ささき会が設置する彩りの都デイサービスセンター城東永田(以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護[指定介護予防型通所サービス]事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護[指定介護予防型通所サービス]従事者」という。)が、要介護状態[要支援状態]の利用者に対し、適切な指定通所介護[指定介護予防型通所サービス]を提供することを目的とする。

(指定通所介護の運営方針)

- 第2条 事業所が実施する指定通所介護は、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅に おいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用 者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽 減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行 う。
- 2 指定通所介護の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に 資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 指定通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定通所介護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、 在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サ ービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防型通所サービスの運営方針)

- 第3条 事業所が実施する指定介護予防型通所サービスは、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の要支援状態の軽減若しく は悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画 的に行うものとする。
- 3 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、 常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して 適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「大阪市通所サービス(第1号通所事業)の事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める要綱」(平成 29 年4月1日)に定める内容を遵守し、事業を実施 するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定通所介護 [指定介護予防型通所サービス] の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 彩りの都デイサービスセンター城東永田
- (2) 所在地 大阪市城東区永田二丁目 11 番 7 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

生活相談員 2人(常勤2人)介護職員と兼務

介護職員 12人(常勤12人)うち2人が生活相談員と兼務

機能訓練指導員 7人(常勤5人)(非常勤2人)

看護職員 (※看護職員については藍の都脳神経外科病院より派遣し密接か

つ適切な連携を図り、利用者の健康チェックを行う。また、その 他の対応が必要な際においても直ちに駆けつけることができる体

制をとるものとする。)

通所介護従事者は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の業務に当たる。 生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の利用 の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、ま た他の従事者と協力して通所介護計画等の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 10 時から午後 3 時 15 分までとする。

(指定通所介護 [指定介護予防通所介護又は指定介護予防型通所サービス] の利用定員) 第9条 事業所の利用定員は、1日60名とする

1 単位目 60 名

(指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容)

- 第9条 指定通所介護 [指定介護予防型通所サービス] の内容は、次に掲げるもののうち 必要と認められるサービスを行うものとする。
- (1)入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4)機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

- 第10条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。
- 2 指定介護予防型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常 生活支援総合事業実施要綱」に規定する額(月単位)とし、その利用料のうち各利用者 の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、1kmを越す毎に 片道250円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、600円(税抜)を徴収する。また、希望する 場合はコーヒー、紅茶などの飲み物代として50円(税抜)を徴収する。
- 5 利用者の希望により施設物品を使用する場合、尿取パッド代については、50円(税抜)、オムツ・リハビリパンツ代については、100円(税抜)、フェイスタオル+バスタオルレンタル代については100円(税抜)、口腔ケアスポンジ代については、50円(税抜)、エプロン代については、50円(税抜)を個別に徴収する。
- 6 指定通所介護 [指定介護予防型通所サービス] において提供される便宜のうち、個別で使用する文具、教材費・レクレーション材料費等は、参加する人に対して 100 円/日(税抜)を徴収する。それ以外の費用については必要に応じて実費を別途徴収する。
- 7 キャンセル料としてサービス利用日の前日17時00分以降に連絡があった場合で食事を申し込んでいる場合は食事代相当分の実費を徴収する。連絡がないまま、送迎時等にキャンセルした場合は、食事代、活動費など(申し込まれている方)の実費相当分を徴収する。
- 8 前7項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに 区分)について記載した領収書を交付する。
- 9 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 11 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に 係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防型通所サー ビス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を 利用者に対して交付する。
- 12 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくこととする。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、大阪市城東区、鶴見区、東成区、都島区、旭区、の区域とする。

(衛生管理等)

- 第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるととも に、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 利用者は指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を受ける際には、 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、 心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を行っているときに利用者 に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を 講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、事業所の関連病 院である藍の都脳神経外科病院へ緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定通所介護 [指定介護予防型通所サービス] の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第16条 指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に 迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所介護 [指定介護予防型通所サービス] に関し、法第23条 又は第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示 の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力す るとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要 な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容 を国民健康保険団体連合会に報告するもととする。

(個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガ イドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を 講じるものとする。
 - (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に

周知徹底を図ること。

- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のため研修を定期的に実施すること
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者 を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護 [指定介護予防型通所サービス] の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制 で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業 務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、 また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2)継続研修 年複数回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契 約の内容とする。
- 4 事業所は、指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人ささき会と事業 所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規定は、平成30年1月1日から施行する。
- この規定は、平成30年2月1日から改定する。
- この規定は、平成30年4月1日から改定する。
- この規定は、平成30年8月1日から改定する。
- この規定は、平成30年11月12日から改定する。
- この規定は、平成30年12月1日から改定する
- この規定は、平成31年1月1日から改定する
- この規定は、平成31年2月1日から改定する
- この規定は、平成31年4月1日から改定する
- この規定は、令和元年9月1日から改定する
- この規定は、令和2年1月1日から改定する
- この規定は、令和4年4月1日から改定する
- この規定は、令和6年3月1日から改定する